

料金規定（法人又は個人事業主の方）

■ 税務顧問定期業務

【月額顧問料の算式： 下表により算定された月額顧問料 × 訪問回数別係数 = () 円】
 (百円未満切上)

○ 法人の場合

基準①：前事業年度末における事業所数 1ヶ所

基準②：前事業年度末における事業種目数 事業

基準③：前事業年度における売上高（年換算） 万円

(万円未満切捨、税抜)

訪問回数別係数

	年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回
係数	1.00	0.80	0.70	0.65	0.60	0.55
原則	G以上不可	F以上不可	E以上不可	D以上不可	C以上不可	

※ 事業所数は売上高が計上される事業所の数とし、事業種目数はその収益が売上高に計上される事業（主業以外の事業にあつてはその売上高の金額が1,000万円以上である事業に限ります。）で、財産評価基本通達上の大分類の業種目の数とします。開業年の場合は当事業年度の見込みで判定します。

単位：円（税別）

①事業所数	②事業種目数	③売上高		A	B	C(年2以上)	D(年3以上)	E(年4以上)	F(年6以上)	G	H
		1,000万円以下	5,000万円以下	1,000万円超	5,000万円超	1億円以下	2億円以下	3億円以下	5億円以下	10億円以下	10億円超
1ヶ所	1事業	15,000	20,000	25,000	30,000	36,000	43,000	55,000	応相談		
	2事業	16,000	21,000	26,500	31,500	38,000	45,000	57,000			
	3事業以上	17,000	22,000	28,000	33,000	40,000	47,000	59,000			
2ヶ所	1事業	17,000	22,000	28,000	33,000	40,000	47,000	59,000			
	2事業	18,000	23,000	29,500	34,500	42,000	49,000	61,000			
	3事業以上	19,000	24,000	31,000	36,000	44,000	51,000	63,000			
3ヶ所	1事業	19,000	24,000	31,000	36,000	44,000	51,000	応相談			
	2事業	20,000	25,000	32,500	37,500	46,000	53,000				
	3事業以上	21,000	26,000	34,000	39,000	48,000	55,000				
4ヶ所以上	1事業	21,000	26,000	34,000	39,000	48,000	応相談				
	2事業	22,000	27,000	35,500	40,500	50,000					
	3事業以上	23,000	28,000	37,000	42,000	52,000					

料 金 規 定（法人又は個人事業主の方）

■ 税務顧問定期業務

【月額顧問料の算式： 下表により算定された月額顧問料 × 訪問回数別係数 = () 円】
 (百円未満切上)

○ 個人事業者の場合

- 基準①：前年12月31日時点の事業所数 1ヶ所
- 基準②：前年12月31日時点の事業種目数 事業
- 基準③：前年における売上高（年換算） 万円

訪問回数別係数

年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回
1.00	0.80	0.70	0.60	0.50	0.45
原則	G以上不可	F以上不可	E以上不可	D以上不可	C以上不可

（万円未満切捨、税抜）

※ 事業所数は売上高が計上される事業所の数とし、事業種目数はその収益が売上高に計上される事業（主業以外の事業にあってはその売上高の金額が1,000万円以上である事業に限ります。）で、財産評価基本通達上の大分類の業種目の数とします。開業年の場合は当年の見込みで判定します。

単位：円（税別）

①事業所数	②事業種目数	③売上高		A	B	C(年2以上)	D(年3以上)	E(年4以上)	F(年6以上)	G	H
		1,000万円以下	5,000万円以下	1,000万円超	5,000万円超	1億円以下	2億円以下	3億円以下	5億円以下	10億円以下	10億円超
1ヶ所	1事業	10,000	15,000	20,000	26,000	33,000	41,000	54,000	応相談		
	2事業	11,000	16,000	21,500	27,500	35,000	43,000	56,000			
	3事業以上	12,000	17,000	23,000	29,000	37,000	45,000	58,000			
2ヶ所	1事業	12,000	17,000	23,000	29,000	37,000	45,000	58,000			
	2事業	13,000	18,000	24,500	30,500	39,000	47,000	60,000			
	3事業以上	14,000	19,000	26,000	32,000	41,000	49,000	62,000			
3ヶ所	1事業	14,000	19,000	26,000	32,000	41,000	49,000	応相談			
	2事業	15,000	20,000	27,500	33,500	43,000	51,000				
	3事業以上	16,000	21,000	29,000	35,000	45,000	53,000				
4ヶ所以上	1事業	16,000	21,000	29,000	35,000	45,000	応相談				
	2事業	17,000	22,000	30,500	36,500	47,000					
	3事業以上	18,000	23,000	32,000	38,000	49,000					

料 金 規 定（法人又は個人事業主の方）

【 税務顧問定期業務以外の業務 】

■決算業務（減額規定あり）

税務顧問定期業務顧問料の6か月分とする。
地方税に関する確定申告書作成提出業務及び当該決算に係る納付書の作成業務を含むものとする。

■中間申告業務

税務顧問定期業務顧問料の1か月分を基本とし、法人税又は消費税の別で計算する。

■納付書作成業務（増額・減額規定あり）

源泉所得税の納付書に限るものとし、毎月納付の場合は1件につき、500円、納期の特例の場合は1件につき、3,000円とする。

■年末調整業務（増額・減額規定あり）

原則1件につき、10,000円とする。

■償却資産業務（増額規定あり）

原則1件につき、5,000円とする。

■税務調査業務（増額・減額規定あり）

調査立会業務は、1日当たり、30,000円とする。
調査官との折衝業務は、是正申告書作成業務に含むものとし、是正申告書の作成業務と併せて、原則60,000円とする。

料 金 規 定（法人又は個人事業主の方）

【 税務顧問定期業務以外の業務 】

■ その他の事務代行業務（一例）

□ 届出書等作成提出業務

届出書等とは、税務署又は地方公共団体に提出する各種届出書及び申請書をいう。

● 原則

1件につき、3,000円とする。

- ・ 印紙税又は源泉所得税の過誤納還付請求書は、当事務所の過失による提出である場合を除き、原則通りの金額とする。

● 例外

- ・ 開業時又は設立時もしくは廃業時に提出する届出書等（それぞれの時において提出すべき全ての届出書等の提出を含む。）

・・・ 一式5,000円

- ・ 消費税課税事業者選択（不適用）届出書（シミュレーションに係る役務提供を含む。）

・・・ 一式5,000円

- ・ 消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書（シミュレーションに係る役務提供及び課税事業者届出書の作成提出を含む。）

・・・ 一式5,000円

□ 帳簿作成業務

甲の求めに応じ、経理上又は税務上必要な帳簿の作成を代行する。

帳簿の種類及び作成にかかる工数などを考慮し、甲乙同意により報酬金額を決定する。

□ 給与計算業務

原則、提携社会保険労務士に依頼するものとする。

やむを得ない事情がある場合にのみ、「給与計算業務単価表」に従って報酬を定め、かつ、承諾を得たうえで乙が請け負うものとする。

料 金 規 定（法人又は個人事業主の方）

【 税務顧問定期業務以外の業務 】

□税務調査に起因しない修正申告書の作成提出業務

税務顧問定期業務顧問料の2か月分を基本とし、税目の別で計算する。

□税務調査に起因しない更正請求書の作成提出業務

税務顧問定期業務顧問料の1か月分を基本とし、税目の別で計算する。

□（税理士法第33条の2）書面添付制度の添付書面作成業務

添付書面作成業務に係る報酬は、税務顧問定期業務顧問料の10%とする。

□株主又は役員若しくは従業員の確定申告

原則、個別に顧問契約を締結するものとする。

ただし、年末調整事務等における誤りで、その主たる原因が当事務所側の過失であることが明らかな場合において、当事務所において確定申告書を提出する必要があるときは、その申告手続きについては、無報酬とする。

□ 甲が個人事業主又は事業的規模の不動産所得者である場合に、事業所得もしくは不動産所得（事業的規模に限る）以外の所得があるとき又は所得控除、税額控除等につき一定の規定の適用を受ける確定申告を行うとき

別途、個別に委任契約を締結するものとする。

料 金 規 定（法人又は個人事業主の方）

【 税務顧問定期業務以外の業務 】

■報酬料金の支払方法に関する規定

□原則

業務完了月の翌月に支払うものとする。

□例外①（年間顧問料見込額の契約期間均等支払い）

顧問契約締結時において甲から申出があった場合には、上記、原則の支払方法に代えて、顧問契約締結時において見込まれる顧問契約の満了する日までの間に行う業務（初期設定費用を除く）に関する全ての料金について、契約期間の月数で平均化した金額を税務顧問定期業務の業務完了月の翌月に支払うことができるものとする。

この場合において、当該顧問契約が満了する日までの間に、当該顧問契約を解約することとなり、かつ、その各業務が完了していなかったときは、乙はその未完了の業務に関する料金で既に受領した金額を、甲に返金するものとし、その各業務が完了しているときは、甲はその完了した業務に関する料金で支払っていない部分の金額を、乙に支払うものとする。

□例外②（年間顧問料見込額の締結時全額支払い）

顧問契約締結時において見込まれる顧問契約の満了する日までの間に行う業務に関する全ての料金について、その顧問契約締結時にその全額を支払う場合には、その業務に関する料金の総額から、その1%に相当する金額を控除する。

この場合において、各業務完了後において当初に見込んだ料金との間に差額が生じたときは、その業務完了月の翌月にその差額の精算をするものとし、差額を計算する場合における各業務の単価は、各単価から1%に相当する金額を控除した金額による。